

一般廃棄物処理基本計画

令和7年4月

玉 村 町

目 次

第1章 基本計画の基礎的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の区域	3
5. 計画の対象廃棄物	4
第2章 ごみ処理の現状と課題	5
1. ごみ処理の現状	5
1) ごみ処理の概要	6
2) ごみ排出量の実績	7
3) ごみ処理量の実績	11
4) 収集・運搬	14
5) 中間処理	17
6) 最終処分	18
7) ごみ処理に関する経費	19
2. ごみ処理の課題	20
第3章 ごみ処理基本計画	25
1. ごみ処理の基本方針	25
2. 減量化・資源化の目標	26
3. 各処理計画	28
4. 基本方針に基づく具体的取組	29

第1章 基本計画の基礎的事項

1. 計画策定の趣旨

わたしたちの暮らしが豊かになる一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が形成され、環境汚染・環境破壊を招いています。

このような社会情勢から脱却するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底する従来の3Rに加え、リフューズ（発生回避）やリペア（修理）の2つのRを加えた5Rを推進するなど、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会への転換が求められています。

以上の背景を踏まえ、国では各種法整備等を進めていますが、玉村町でもこれらの課題を解決し、地域の生活環境を保全し、長期的・総合的な廃棄物の減量・適正処理を推進するために「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

玉村町（以下「本町」という。）が策定する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、本町が長期的・総合的な視点に立って、計画的な、ごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。本計画の位置づけと他の法令、計画等の関係は図1に示すとおりです。

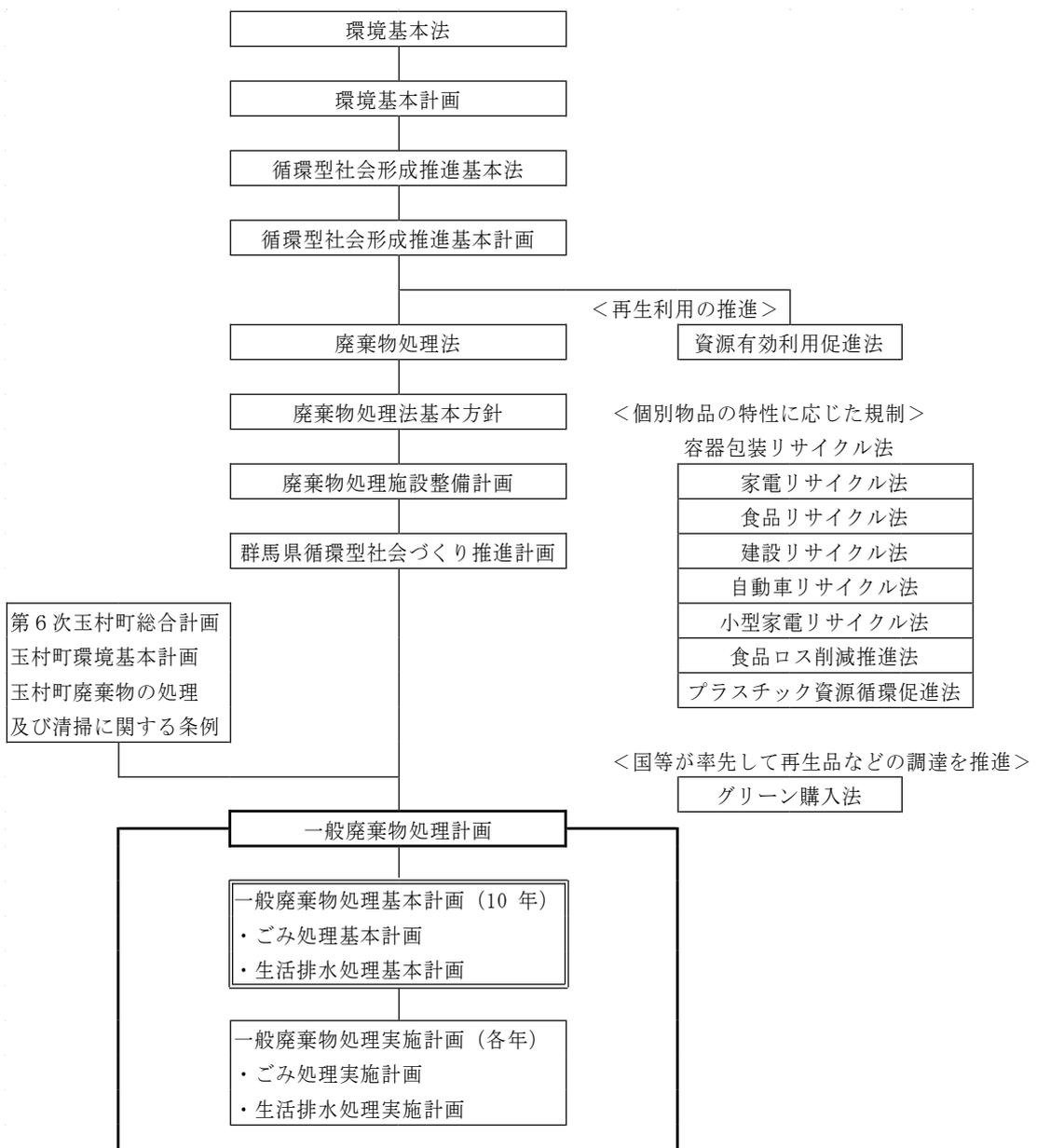
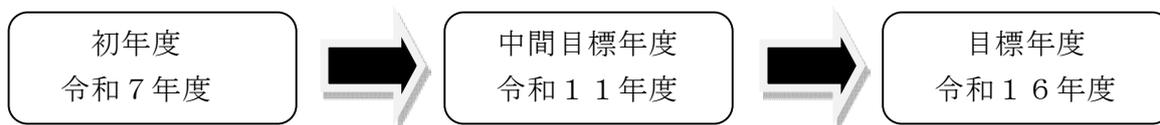


図1 本計画の位置づけと他の法令、計画等の関係

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度を初年度とした令和16年度までの10年間で、令和11年度を中間目標年度とし、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。



4. 計画の区域

本計画において対象とする区域は、本町区域内全域です。位置図は図2に示すとおりであり、群馬県の南部に位置しています。



図2 位置図

5. 計画の対象廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものはこの法律の対象外となっており、ここからは除かれています。

廃棄物の区分は図3に示すとおりです。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものとして輸入された廃棄物をいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみであり、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。

本計画において対象とする廃棄物は、産業廃棄物を除く一般廃棄物です。

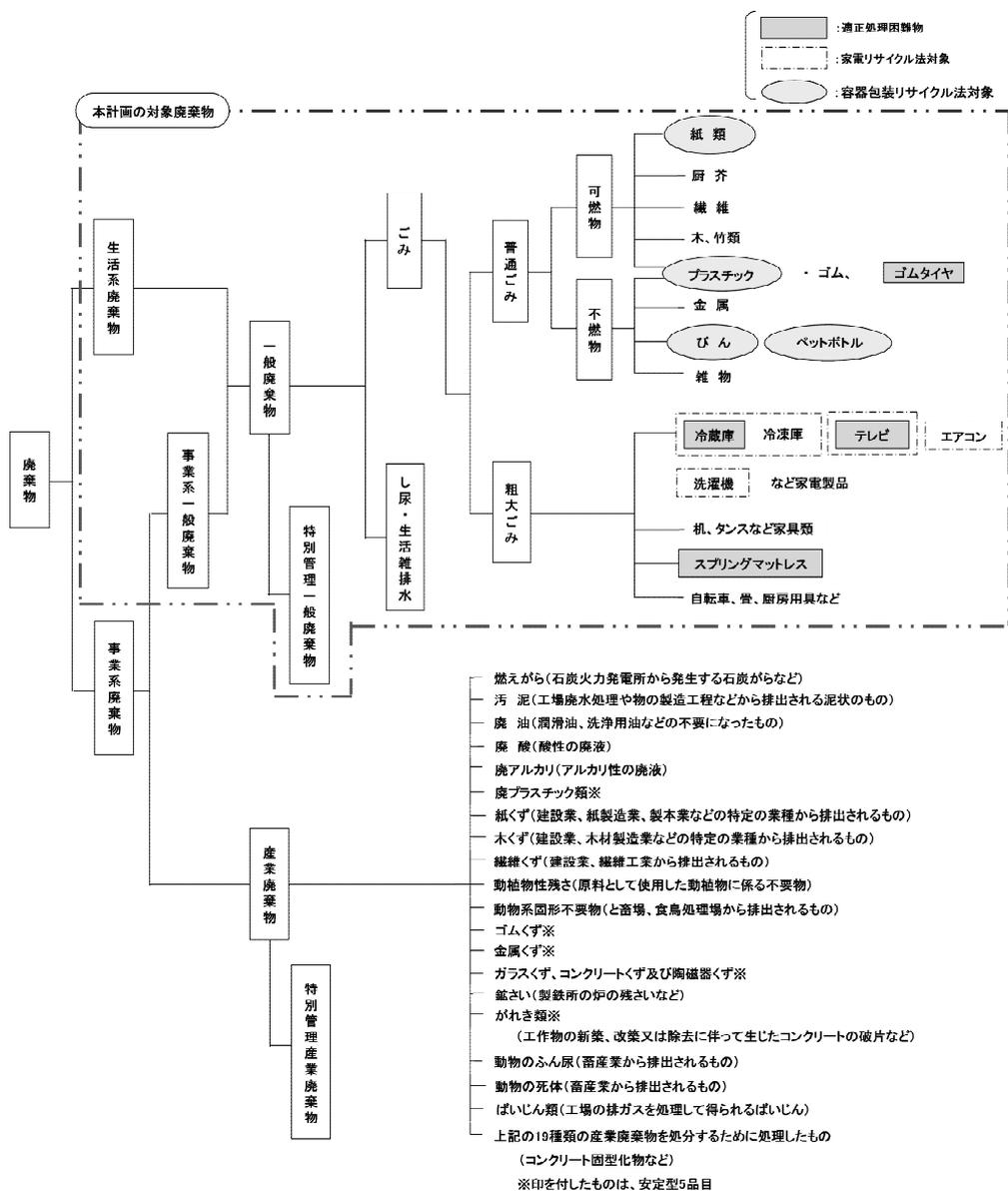


図3 廃棄物の区分

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の概要

(1) ごみ処理主体

令和4年度現在のごみ処理・処分の各段階における処理主体を表1に示します。

表1 ごみ処理主体

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
もやすごみ	町	町	町
もえないごみ	町	町	町
しげんごみ	町	町	町
粗大ごみ	個人	町	町
直接搬入ごみ	個人、事業者、 許可	町	町

(2) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、表2に示すとおりです。

表2 ごみ処理フローの現状

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分
		処理方法	処分施設	
もやすごみ	委託・許可、直接搬入	焼却(熱回収)	玉村町クリーンセンター	焼却残渣: 委託処分 資源化
しげん・もえないごみ	空びん	リサイクル 選別・保管・資源化等	玉村町リサイクルセンター	可燃残渣: 焼却
	空缶			不燃残渣: 委託処分
	古着類		資源化施設	缶類: 資源化
	ペットボトル			びん類: 資源化
	食品発砲トレイ			資源化等
	古紙類			資源化等
	乾電池・蛍光管			資源化等
	もえないごみ			資源化等
危険ごみ	委託、直接搬入	玉村町リサイクルセンター	資源化等	
粗大ごみ	直接搬入(予約制)	可燃性: 焼却(熱回収)	玉村町クリーンセンター	焼却残渣: 委託処分
		枝木・木製家具	資源化施設	資源化等
		不燃性: 保管・資源化等	玉村町リサイクルセンター (一時保管・手分解)	資源化等

(3) ごみの分別区分

本町のごみの分別区分は、表3に示すとおり、①もやすごみ、②空ビン、③空カン、④古着類、⑤もえないごみ（ガラス・陶磁器、金属・家庭雑貨、ライター・スプレー缶・オイル缶・塗料缶、小型家電類、乾電池、蛍光灯・電球）⑥ペットボトル、⑦食品発砲トレイ、⑧新聞、⑨ダンボール、⑩雑誌、⑪飲料用紙パック、⑫ざつ紙、⑬粗大ごみ、⑭危険ごみの14種類分別としています。

表3 ごみの分別区分

分別	ごみの種類	出し方・注意事項		
①もやすごみ	生ごみ・プラスチック類 紙くず・紙おむつ ゴム・皮革類 木の葉・枝木・ビデオテープ カセットテープ・CD・DVD・貝殻 卵の殻・お茶ガラ ティッシュ・たばこの吸い殻 市販のペット用トイレ砂など	・指定の袋(半透明)に入れて、指定の収集場所に出す。 ・生ごみはしっかり水切りをする。 ・汚物は取り除く。 ・枝木は太さ5cm以下、長さ50cm以下に揃え、ひもで抱えられる程度に束ねて、1回に3束まで。 ・1辺の長さが50cm以上または10kg以上の物は「粗大ごみ」。 ・事業系ごみは、もやすごみのみ処理を行い、それ以外のごみや資源物は、排出者の責任により処理を行う。		
しげん・もえないごみ	②空ビン	・指定袋(透明)に入れて出す。 ・キャップは必ず取って中をゆすぐ。		
	③空カン	飲料用 お菓子・海苔 油で汚れていない缶など	・指定袋(透明)に入れて出す。 ・中身は必ず出してゆすぐ。	
	④古着類	衣類全般 バッグ・ベルト・靴・タオル 毛布・ぬいぐるみなど	・指定袋(透明)に入れて出す。 ・洗濯し、よく乾かして出す。 ・雨の日は出さない。	
	⑤もえないごみ	ガラス・陶器類	鏡・コップ・お皿など	
		金属・家庭雑貨	包丁・フライパン ピンチハンガー・傘 金属付きファイルなど	刃物は紙にくるんで出す。
		ライター・スプレー缶 オイル缶・塗料缶		スプレー缶は使い切ってから穴をあけないで出す。 ライターだけを透明な袋等に入れて「ライター」と書いて出す。
		小型家電類		10kg以上の物は、袋に入っても「粗大ごみ」
		乾電池		透明な袋等に入れて「乾電池」と書いて出す。
	⑥ペットボトル	ガラス・陶器類	鏡・コップ・お皿など	
		金属・家庭雑貨	包丁・フライパン ピンチハンガー・傘 金属付きファイルなど	刃物は紙にくるんで出す。
	⑦食品発砲トレイ	PETマークのあるもの 油等で汚れていないもの	・キャップを取って、ラベルをはがす。 ・中を洗って、軽くつぶす。 ・ごみステーションの青色ネット袋に直接入れる。	
	⑧新聞	プラマークがあるもの	・ラップ・ラベルをはがす。 ・軽く洗って、水を切る。 ・ごみステーションの緑色ネット袋に直接入れる。	
	⑨ダンボール		折り込みチラシは一緒に	
⑩雑誌		異物とはって「もやすごみ」へ		
⑪飲料用紙パック		本や教科書も含む		
⑫ざつ紙		中を洗って開いて乾かす		
⑬粗大ごみ		ビニール、金具、銀紙などの、紙以外のものを取り除いて出す。		
⑭危険ごみ	自転車・家具類・布団・家電 (リサイクル法対象外に限る)	・クリーンセンターに電話予約をしてから、直接持ち込む。 枝木 ・枝木は長さ2m以下で、幹と根の部分は分ける。		
	水銀体温計・水銀血圧計 ・ボタン電池	・割れやすく、水銀の飛散を防止するため、下記の場所に直接お持ちください。 環境安全課(役場2階)、B&G海洋センター、クリーンセンター		
町で処理できないごみ	廃油・農薬品類・コンクリート 成形品・バッテリー・塗料・タイヤ・消火器・農業用ビニール 家電リサイクル法対象品 建築廃材・大型建築設備 バイク・大型自動車部品	・もやすごみ以外の事業系廃棄物は、すべて自己処理または処理業者に委託し処理すること。 家電リサイクル法対象品は、 ・買い替え時に購入した業者に引き渡す。 ・町内家電販売店に処理を委託する。 ・自ら指定引き取り場所へ搬入する。 消火器・バイクはリサイクルシステムにより処理する。		

2) ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量の実績は、表4及び図4のとおりです。

平成28年度より、人口、ごみの排出量ともに減少傾向にあることがわかります。

家庭系ごみのうち、8割程度が可燃ごみであり、減少傾向にあります。しかし、それ以外のごみの排出量はほぼ横ばいとなっています。しかし、令和2年度はごみの発生量が増加しましたが、この要因はコロナ禍による巣ごもり需要の影響で増加したためです。

事業可燃ごみは平成28年度をピークに減少し、ほぼ横ばいとなっています。また、令和2、3年度にはコロナ禍の影響により、事業活動が停滞したため大幅に減少しました。事業可燃ごみは景気の動向に左右されやすく、令和4年度は、景気の上昇により増加しています。

子ども会等による集団回収量については、子ども会会員の減少や活動の衰退、団体の解散等の理由により、平成28年度をピークに減少が続いています。また、令和2年度以降は、コロナ禍による活動自粛ため大幅に減少しています。

表4 ごみの排出量及び人口の推移

(t/年)

年度	人口	家庭系					事業可燃	集団回収量
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計		
H26	37,078	8,258	251	742	933	10,184	2,874	683
H27	36,910	8,215	239	739	981	10,174	3,656	825
H28	36,874	8,125	226	680	1,093	10,124	3,912	831
H29	36,674	7,941	214	706	1,108	9,969	3,497	776
H30	36,537	7,934	228	709	944	9,815	3,339	725
R1	36,340	7,927	236	678	1,013	9,854	3,426	663
R2	36,350	8,108	280	791	1,089	10,268	3,212	317
R3	36,110	8,038	262	784	945	10,029	3,131	354
R4	36,086	7,824	241	729	876	9,670	3,302	367

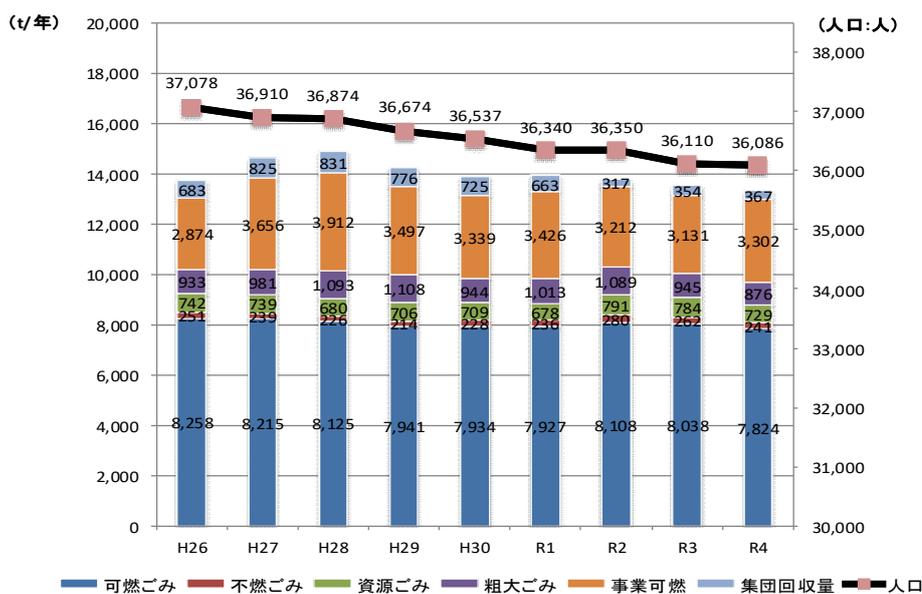


図4 ごみ排出量及び人口の推移

(2) 1人1日当たり排出量

本町の1人1日当たり排出量は、図5に示すとおりです。令和4年度においては、983gとなっており、ピークの平成27年度と比較して105g減少しています。

平成28年度以降、平成30年度までは順調に減少しましたが、令和1年度は微増しました。

平成27年度以降は群馬県平均値、全国平均値を共に上回っている状況です。

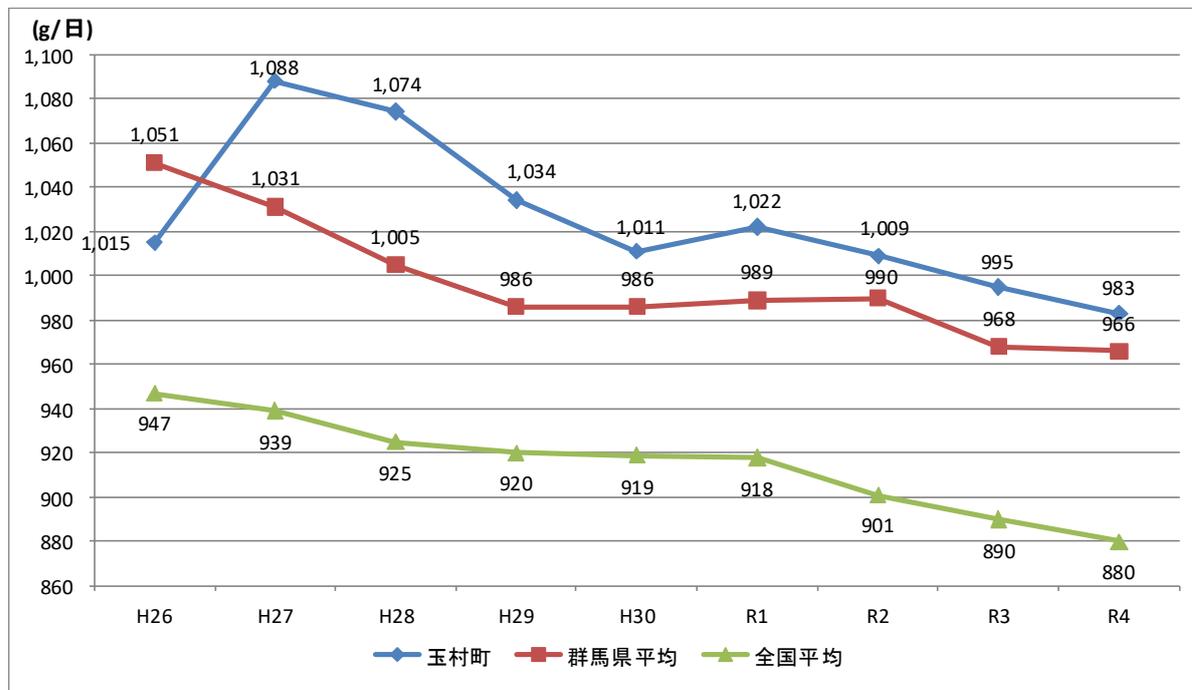


図5 1人1日当たりごみ排出量の実績

用語の解説

1人1日当たり排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 365日

(3) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量(集団回収量を含む)の実績は、図6に示すとおりです。

平成26年度における本町の家庭系ごみ排出量は、年間10,867tとなっており、期間内の動向は、減少傾向にあります。1人1日あたり排出量はピークの平成27年度と比較して54g(9.3%)減少しています。

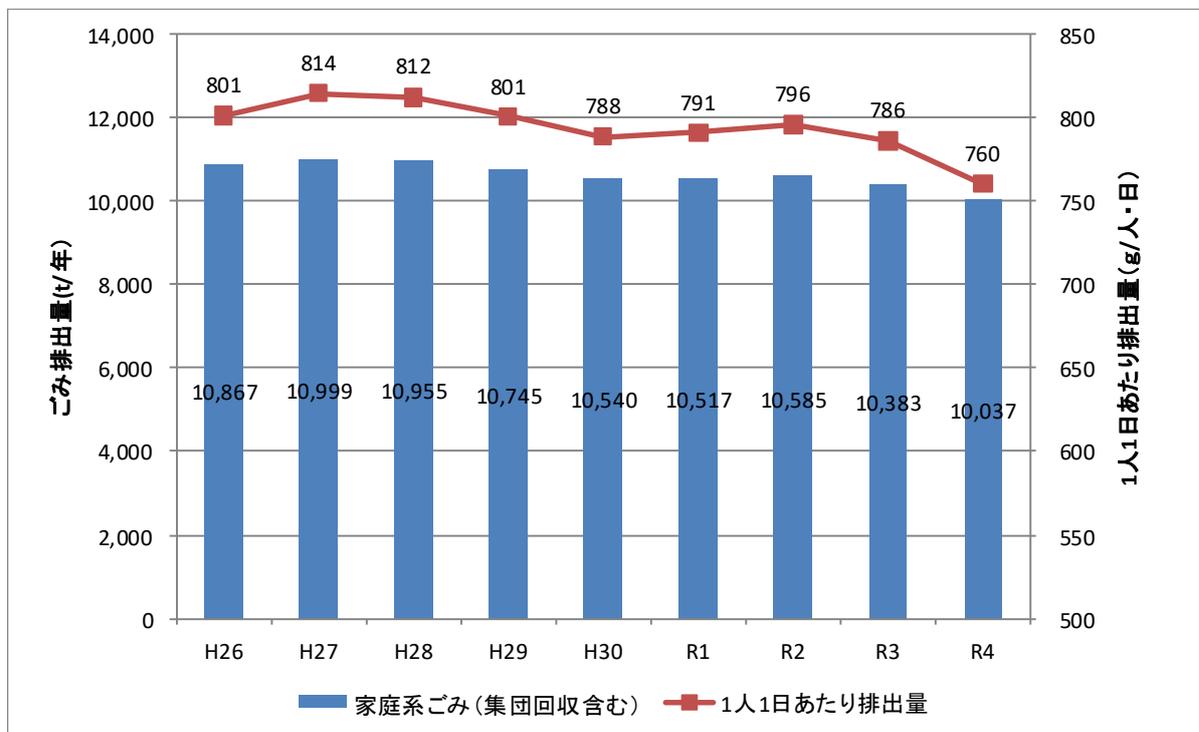


図6 家庭系ごみ排出量の実績

(4) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の実績は図7に示すとおりです。

平成28年度をピークに平成29年度は減少しましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。

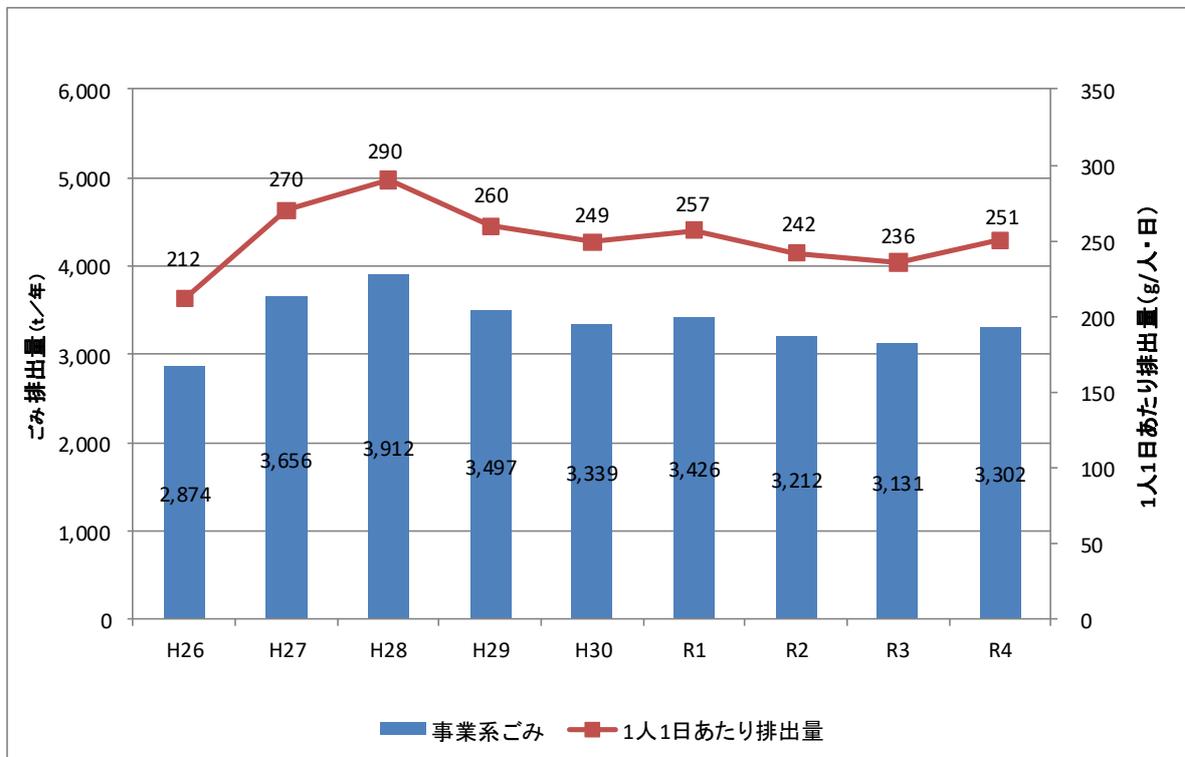


図7 事業系ごみ排出量の実績

3) ごみ処理量の実績

(1) 中間処理量

中間処理量は図8に示すとおりです。

令和4年度の直接焼却量は、平成27年度と比較し1,458t減少しています。

平成24年度からは、基本的に1炉1か月の連続運転により焼却処理を行っており、現在の年間焼却上限量が概ね12,800tとなりますので、現状の設備・運転方法で十分処理することが可能です。

焼却以外の中間処理量について、びん・かんはリサイクルセンターで色・素材ごとに選別しています。リサイクルセンターの処理能力は日量10t、年間稼働日数250日とすると1年間で2,500tまで処理可能のため、びん・かんの選別についても余力があります。

古紙類、ペットボトル、食品発砲トレイは、引き取り業者に直接搬入し資源化しています。また、不燃性粗大ごみや処理困難粗大ごみについては業者委託しています。

表5 中間処理量

(t/年)

年度	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	合計
H26	11,132	1,556	370	13,058
H27	11,871	1,595	364	13,830
H28	11,631	1,683	316	13,630
H29	11,041	1,692	336	13,069
H30	10,876	1,547	334	12,757
R1	10,695	1,882	316	12,893
R2	10,672	2,013	390	13,075
R3	10,522	1,837	399	12,758
R4	10,413	1,803	366	12,582

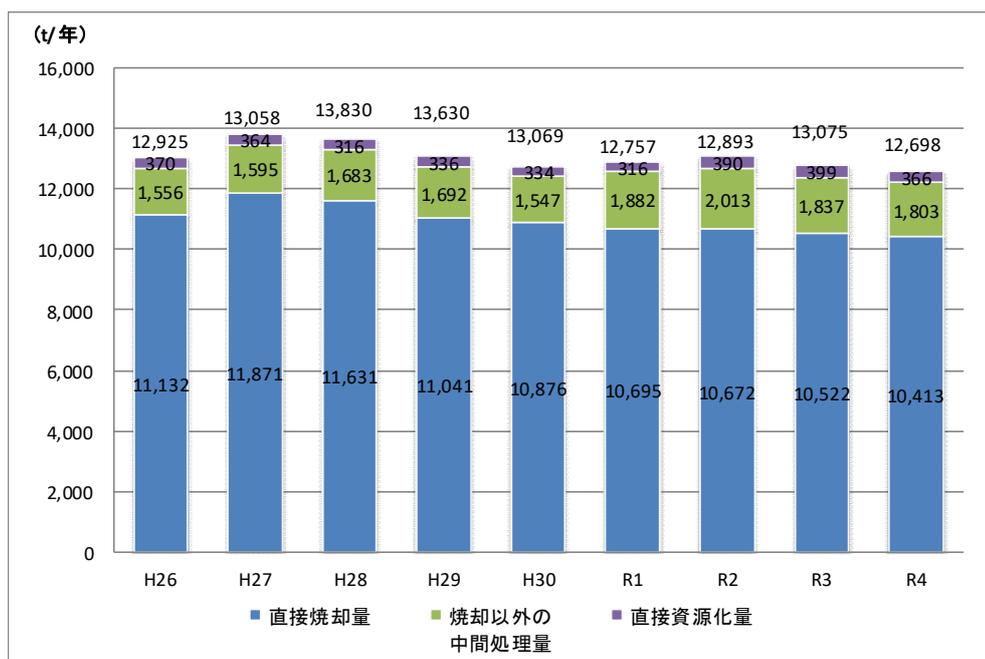


図8 中間処理量

(2) 総資源化量及びリサイクル率

総資源化量及びリサイクル率の実績は表 6 と図 9 に示すとおりです。

令和 4 年度における本町の総資源化量は 2,144t で、リサイクル率は 16.6% でした。

近年、子ども会活動の低迷や団体数の減少により集団回収量が減少しているため、平成 30 年度をピークに総資源化量及びリサイクル率は減少傾向にあります。

表 6 総資源化量及びリサイクル率の実績

(t/年)

年度	総資源化量	直接資源化量	中間処理後資源化量	集団回収量	リサイクル率	総ごみ量
H26	1,612	370	559	683	11.7%	13,741
H27	1,865	364	676	825	12.7%	14,655
H28	2,349	316	1202	831	16.2%	14,461
H29	2,365	336	1253	776	17.1%	13,845
H30	2,420	334	1361	725	17.9%	13,482
R1	2,413	316	1434	663	17.8%	13,556
R2	2,301	390	1594	317	17.2%	13,392
R3	2,217	399	1464	354	16.9%	13,112
R4	2,144	366	1411	367	16.6%	12,950

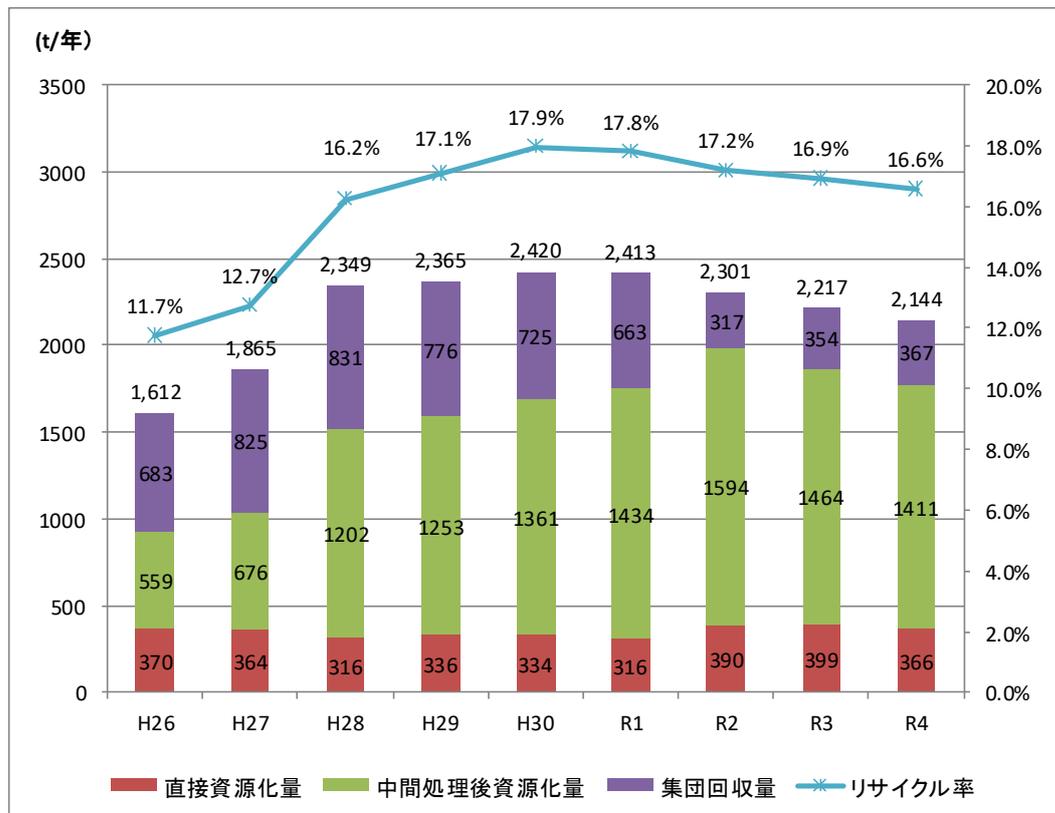


図 9 総資源化量及びリサイクル率の実績

(3) リサイクルへの取り組み

①家庭用生ごみ処理機設置補助

家庭内で発生する生ごみの自家処理及び減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機購入の助成を実施している。助成額は購入費の半額とし、限度額を 15,000 円としている。

表 7 家庭用生ごみ処理機設置

年度	H30	R1	R2	R3	R4
補助件数	6	9	12	13	11

②木質系ごみの資源化

剪定枝や粗大ごみとして直接搬入された家具類を焼却処分していましたが、燃料チップにする中間処理業者で資源化委託をしています。

表 8 木質系ごみ

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回収重量(t)	530	591	612	561	568

③ガラス・陶磁器類の資源化

家庭から排出されるガラス・陶磁器類は不燃残渣として埋立処分していましたが、土木資材等にする中間処理業者で資源化委託をしています。

表 9 ガラス・陶磁器類

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回収重量(t)	86	83	97	94	79

④焼却残渣の資源化

焼却施設で発生する焼却灰（主灰）の一部は、人口砂に再生し資源化されます。

表10 焼却残渣

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回収重量(t)	51	53	100	100	99

⑤使用済みインクカートリッジの回収

使用済みインクカートリッジは、燃やすごみとして焼却処分されていましたが、町内の公共施設に回収ボックスを設置し、資源化事業者を引き渡しています。

(4) 集団回収の助成制度

資源化を推進するため、町内から出た再生利用可能な資源ごみを回収した子供会、地区などの団体に対して補助を実施しています。集団回収が行われることで、町で処理するごみの減量と町民のごみや資源についての考え方の変化を促すことを目的としています。一方、地区公民館等を収集拠点とした雑古紙拠点回収を実施している団体は、21地区28箇所となっています。集団回収の実施団体数及び実施回数の実績は表11に示すとおりです。

表11 集団回収の実施団体数及び実施回数の実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施団体数	54	51	51	51	51
のべ実施回数	275	265	244	226	250
回収重量(t)	731 (177)	663 (179)	317 (183)	347 (196)	366 (190)
補助金額(千円)	3,016	2,733	1,307	1,433	1,525

※回収重量の()内の数字は、合計数量のうち雑紙拠点回収分

4) 収集・運搬

本町のごみの収集体制は表12のとおりです。

家庭系ごみの収集・運搬は、指定袋によるステーション回収方式であり、すべて民間業者委託しています。指定袋を必ず使用することとしていますが、指定袋は原価販売であり処理費用は賦課していないため実質は無料で処理を行っています。今後、一層のごみ減量を図るには、一般収集ごみの有料化が有効であり検討を行います。

粗大ごみは、事前予約のうえ住民自らクリーンセンターに搬入することとしています。

粗大ごみ処理手数料は、1日あたり100kgまでの搬入に対しては無料、100kgを超過した場合、超過分に対して120円/10kg×消費税率を徴収しています。

事業系ごみは、主に収集運搬許可業者による収集となっておりますが、一部直接搬入も受け入れています。処理費用は170円/10kg×消費税を徴収しています。

表 1 2 ごみの分別区分と収集体制

分別区分		収集方式	収集運搬	収集回数	処理手数料
もやすごみ		ステーション	委託	毎週2回	指定ごみ袋(半透明) もやすごみ袋価格 大(40L):30枚 336円 中(25L):30枚 279円 小(20L):30枚 201円
しげん・もえないごみ	空ビン	ステーション	委託	月2回	指定ごみ袋(透明) しげん・もえないごみ袋価格 大(40L):30枚 372円 中(25L):30枚 306円 小(20L):30枚 216円
	空カン			月1回	
	ペットボトル			月2回	
	白色トレイ				
	新聞				
	雑誌				
	段ボール				
	牛乳パック				
	蛍光管・乾電池				
	もえないごみ				
粗大ごみ・持込みごみ		—	直接搬入	予約制	1日あたり100kg以下の場合 ¹ は無料 100kgを超えた場合、超過分に対して 12円/kg×消費税率
事業系可燃ごみ		—	許可 直接搬入	—	17円/kg×消費税率

(令和5年1月現在)

※ごみ袋価格は消費税課税前のもの

収集体制別の収集・運搬量の実績は表 1 3 及び図 1 0 に示すとおりです。

家庭系の委託分は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の合計です。家庭系の直接搬入分は粗大ごみの搬入量です。

令和2年度の家庭系ごみが近年に比較して増加しているのは、コロナ禍による巣ごもり需要の影響によるものです。それ以外、期間内の家庭系ごみ収集量は減少傾向となっています。

事業系ごみについても平成28年度をピークに平成29年度は減少しましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。

表 1 3 収集体制別の収集・運搬量の実績

年度	(t/年)				
	委託(家庭系)	直接搬入(家庭系)	許可(事業)	直接搬入(事業)	委託(事業)
H26	9,258	926	2,527	347	
H27	9,201	973	2,964	692	
H28	9,038	1,086	2,931	575	406
H29	8,868	1,101	2,768	332	397
H30	8,855	939	2,504	438	397
R1	8,829	1,009	2,508	522	396
R2	9,156	1,085	2,252	555	405
R3	9,063	943	2,220	509	402
R4	8,776	873	2,289	622	391

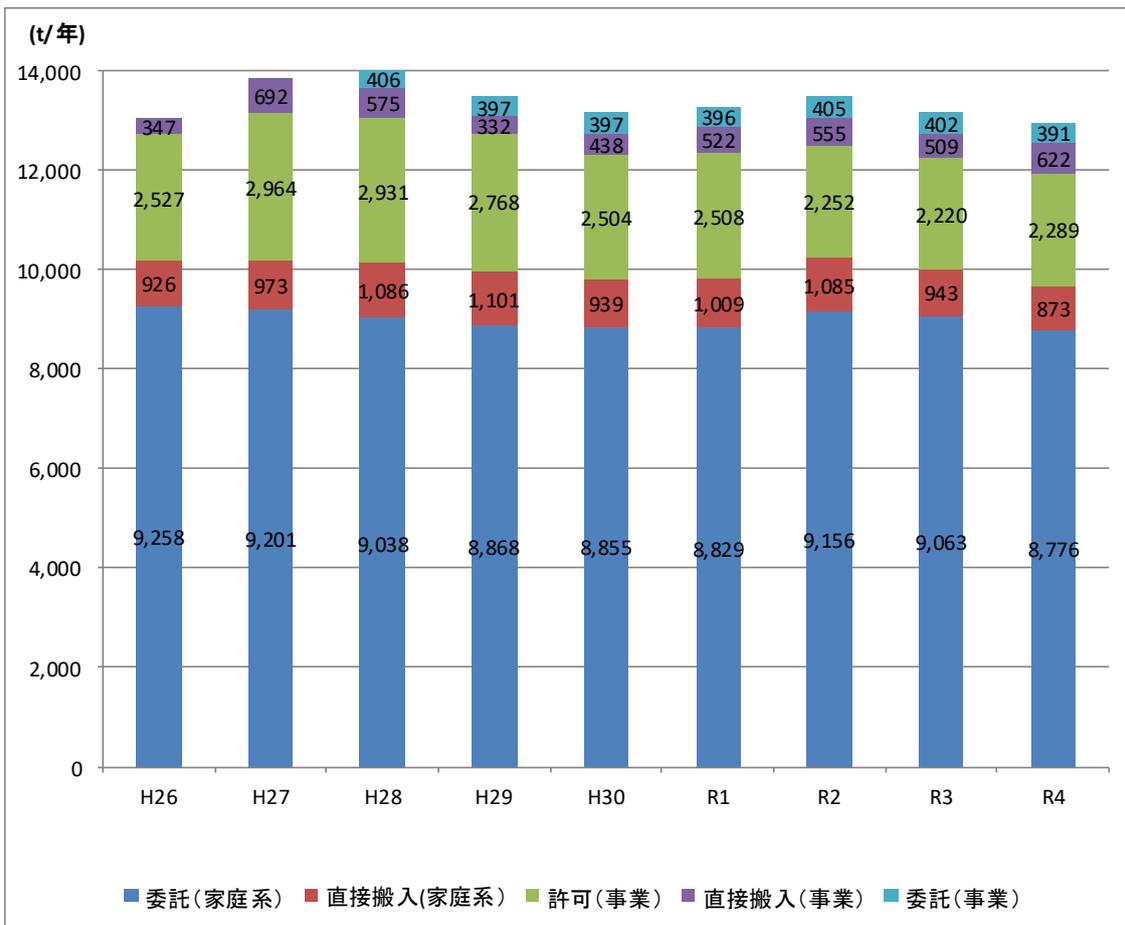


図 1 0 収集体制別の収集・運搬量の実績

5) 中間処理

(1) 中間処理施設の概要

本町の中間処理施設は、以下のとおりです。

①焼却処理施設

項目	内容
施設の名称	玉村町クリーンセンター
施設の所管	玉村町
所在地	群馬県玉村町上福島 158 番地 1
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
稼働年月	平成 2 年 4 月
施設規模	90 t / 日 (45 t / 日 × 2 炉)

②資源化等施設

項目	内容
施設の名称	玉村町クリーンセンターリサイクルセンター
施設の所管	玉村町
所在地	群馬県玉村町上福島 158 番地 1
稼働年月	平成 2 年 4 月
施設規模	10 t / 5h
処理対象廃棄物	缶、ビン類、危険物
処理方式	選別・圧縮・梱包

6) 最終処分

焼却残渣及び不燃残渣は、民間委託による最終処分を実施しています。

最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の推移は表1-4及び図1-1に示すとおりです。

令和4年度における最終処分量は、焼却残渣量は1,209 t、不燃物残渣量は10 t、合計1,219 t、1人1日当たり最終処分量は93gと、平成27年度から減少しています。

特に不燃物残渣は、平成28年より資源化への取り組みにより大幅に減少しました。

表1-4 最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の推移

年度	焼却残渣量(t)	不燃物残渣量(t)	合計(t)	1人1日あたりの最終処分量(g)
H26	1,392	121	1,513	112
H27	1,470	70	1,540	114
H28	1,399	9	1,408	105
H29	1,360	11	1,371	102
H30	1,287	9	1,296	97
R1	1,328	10	1,338	101
R2	1,312	10	1,322	100
R3	1,191	11	1,202	91
R4	1,209	10	1,219	93

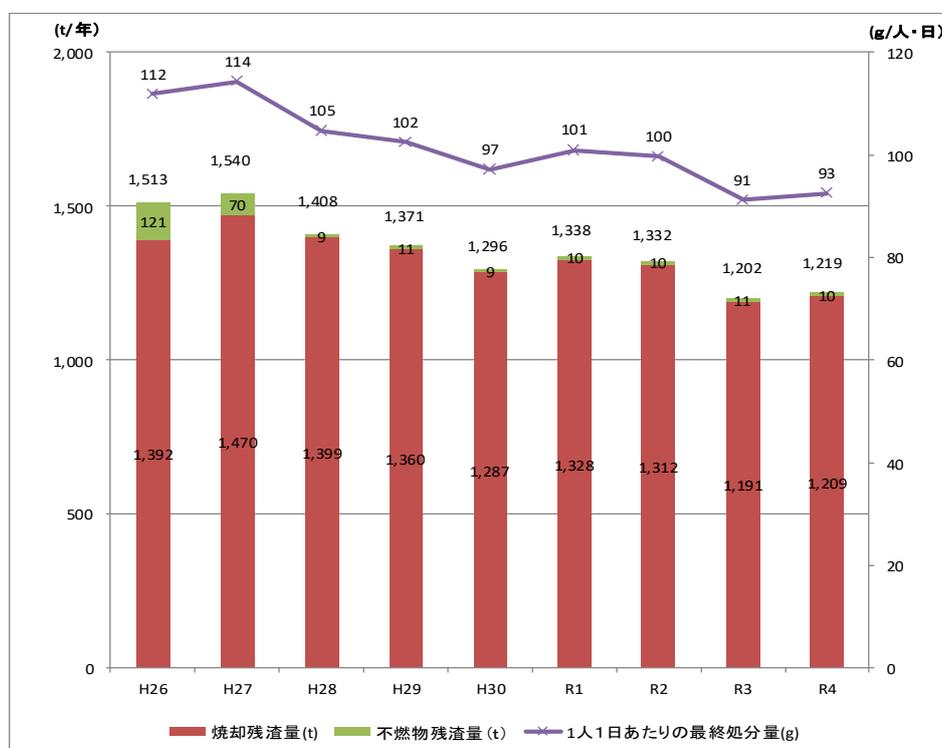


図1-1 最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の推移

7) ごみ処理に関する経費

本町におけるごみ処理経費の実績は表15及び図12に示すとおりです。

クリーンセンターは、平成23年から2か年をかけて行った基幹改良工事により、延命化を図っておりますが、完了後10年以上を経過し、設備の損耗が激しいため、年次整備費が上昇しています。

表15 ごみ処理経費の実績

年度	処理経費(千円)	ごみ総排出量(t)	人口(人)	1人あたりの処理経費(円)	ごみ1tあたりの処理経費(円)
H26	467,437	13,741	37,078	12,607	34,018
H27	488,859	14,655	36,910	13,245	33,358
H28	539,776	14,461	36,874	14,638	37,326
H29	513,415	13,845	36,674	13,999	37,083
H30	533,505	13,482	36,537	14,602	39,572
R1	584,389	13,556	36,340	16,081	43,109
R2	661,116	13,392	36,350	18,188	49,367
R3	644,367	13,112	36,110	17,845	49,143
R4	601,546	12,950	36,086	16,670	46,451

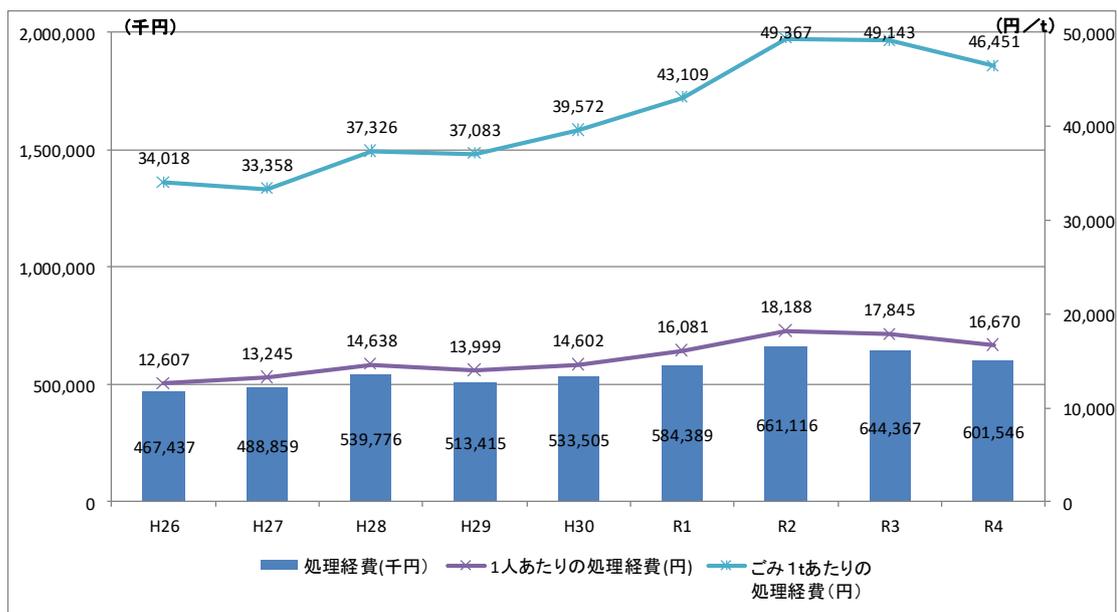


図12 ごみ処理経費の実績

2. ごみ処理の課題

家庭系ごみ、事業系ごみのいずれについても、極力排出量を少なくする取り組みが必要となっています。

特に可燃ごみを減らすことで、焼却施設の延命化や処理費用の削減、最終処分場の延命化や地球温暖化ガスの排出抑制を図ることができます。

また、排出されたごみを分別・ピックアップし、リサイクルすることで処理するごみを極力減らすことができます。

★可燃ごみに混入している紙類の分別の徹底

クリーンセンターで実施しているごみ質分析によると、可燃ごみに含まれる紙・布類は40%程度を占め、そのうちリサイクル可能な紙類は約20%との結果がでています。

これらの分別を徹底することにより、年間焼却量を2,500t程度削減することができます。

★事業系可燃ごみの減量

事業所から排出される可燃ごみは景気の動向に左右される傾向にありますが、大量に排出する事業所に対しては、搬入物検査（展開検査）を実施し、ごみの減量・リサイクルの推進と適正排出を促すなど、常に可燃ごみを減らす取り組みを行うよう呼びかけます。

★新たな分別品目の検討

可燃ごみとしているプラスチック製品についての分別収集を検討します。

また、全地区による雑古紙拠点回収の実施を目指し、ざつがみの資源化を図ります。
(令和4年度末現在 21地区28箇所)

★搬入されるごみのピックアップによる資源化

クリーンセンターに搬入される不燃ごみや粗大ごみから小型家電類を分別・抜き取り（ピックアップ）資源化します。

また、搬入された古着、布団、バック等についてもピックアップを行い、リユース業者に売却しごみの減量を図ります。

★剪定枝等の資源化について

近年、粗大ごみ中の剪定枝の割合が増え続けています。

剪定枝については、バイオマス発電施設の燃料チップとして資源化し、焼却量の削減を図ります。

★焼却施設に関する課題

玉村町クリーンセンターは、平成23・24年度の2か年で「長寿命化工事」を行い、令和9年程度までの延命化を図りましたが、引き続き計画的な機器の保全や補修が必要となります。今後はさらに多額の整備費がかかることが予想され、安定的なごみ処理を行うためには、焼却委託や近隣市との共同処理も含め検討する必要があります。

★資源化施設に関する課題

玉村町リサイクルセンターは稼働後30年以上を経過し、建物、設備機器ともに老朽化しています。今後は分別収集品目の検討とともに、施設の改造や近隣市との共同処理も含め検討が必要となります。

★最終処分に関する課題

玉村町は最終処分を全て民間処理施設に委託していますが、現在委託している施設の供用終了までに新たな最終処分方法について検討する必要があります。

1) 発生抑制・資源化

①ごみ総排出量の減量化
【現 状】 ごみ総排出量は平成26年度13,741tから令和4年度12,950tまで減少しています。 1人1日あたりの排出量は平成26年度1,015gから令和4年度983gへと減少しています。 令和4年度における1人1日あたりの排出量983gは、群馬県平均966g、全国平均880gを大幅に上回っています。
【課 題】 引き続きごみの減量化に取り組むことが必要です。そのためには、住民はもちろん町内事業者にもごみ処理の現状を理解してもらい、ごみ減量化への取り組みを推進していく必要があります。
②家庭系ごみの減量化
【現 状】 家庭系ごみ(集団回収除く)は平成26年度10,184tから令和4年度9,670tまで減少しています。 集団回収量は平成26年度683tから令和4年度367tまで減少しています。 1人1日あたりの単位で見ると、家庭系ごみ(集団回収を含む)は平成26年度801g/人・日から令和4年度760g/人・日へと減少しています。
【課 題】 ごみの減量化、特に可燃ごみの減量に取り組むことが必要です。そのために、町のごみ処理に関する情報をわかりやすく情報発信し、ごみ減量の必要性と減量のためのノウハウや仕組みづくりを検討し行っていく必要があります。
◆減量化の推進 ごみの減量のため、3R活動(廃棄物の抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))に加え、ごみになるものは受け取らない(Rufuse)、修理して使う(Repair)

の2Rを加えた5Rの普及推進を行います。

◆分別排出の徹底

可燃ごみに資源及び不燃物の混入のないよう、分別方法の周知徹底が必要です。

◆集団回収の支援

年々減少している集団回収による資源化量を増加させ、地域のリサイクル活動が活性化するために、雑古紙拠点回収への支援を行います。

また、集団回収の品目に古着を加え、可燃ごみの減量も図ります。

③事業系ごみの減量化

【現 状】

事業系ごみは平成28年度3,912tをピークに令和4年度3,302tまで減少しています。1人1日あたりの排出量でみると、平成28年度290gから令和4年度251gへと約8.7%減少を図ることができました。しかし、事業系ごみは景気の動向に大きく左右されるため、今後も町内事業者へごみ減量の呼びかけを継続する必要があります。

【課 題】

事業系ごみに含まれる資源化できる紙類の分別に対して、事業者の協力を得る必要があります。また、産業廃棄物や不燃物の混入などの不適正搬入を防ぐために、搬入物の展開検査を実施し、指導を行います。さらに、大量のごみを排出する事業所に対しても減量指導を行う必要があります。

④プラスチック製品のリサイクル

【現 状】

プラスチック製品のうちペットボトル、食品発砲トレイについては、分別収集を実施しリサイクルしていますが、大半のプラスチック製品は可燃ごみとして焼却処分しています。

【課題】

令和4年4月より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に定められている対象品をリサイクルすることで、ごみ減量と資源化率の向上、資源の有効活用を図ることができます。

2) 収集・運搬

①分別収集品目の拡大に対応した収集・運搬の検討
【現 状】 現在は、収集・運搬は分別収集品目に応じた体制を整えて行っています。
【課 題】 新たに分別区分し、回収を開始する資源の収集体制の整備する必要があります。新分別への理解と周知への取り組みや、多種の資源ごみを効率良く収集・運搬できる体制の構築が必要となります。
②有料化の検討
【現 状】 家庭系ごみは指定袋で収集、粗大ごみ及び直接搬入ごみは、重量制で手数料を徴収しています。 事業系ごみは、重量制で手数料を徴収しています。
【課 題】 家庭系ごみの排出抑制、減量化を行うため、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収する考え方があります。手数料を徴収することで、排出者の排出抑制、減量化のインセンティブ（行動を起こさせる動機付け）が働くことを期待するものです。自発的な行動でごみの減量化が達成できれば、ごみ処理手数料の徴収という有料化が必要ないという考え方もあります。有料化の導入には体制整備の十分な検討や住民との合意形成が必要となります。
③安全なごみ収集・運搬作業の検討
【現 状】 スプレー缶・カセットボンベは、完全に使い切って、穴をあけずに出すようにごみ出しパンフレット等で周知しています。このことにより、事故例は無く、安全なごみ収集・運搬作業を行っています。
【課 題】 一般的に、ごみ収集・運搬作業において、可燃性のスプレー缶、カセットボンベやガライター等が収集車積み込み時の排出時に圧縮される等によって収集車の爆発・火災等の発生原因となることや、また、医療系廃棄物の注射針による針刺し事故等が他自治体の事例で報告されています。 排出者、収集・運搬者双方が、安全性をいかに確保していくかは、継続的な課題です。また、在宅医療の普及による家庭から排出される医療廃棄物の適正な排出方法の指導、周知徹底が必要となります。
④収集処理できない廃棄物（適正処理困難物）への対策の検討
【現 状】 廃油・農薬品類・ブロック・バッテリー・塗料・タイヤ・消火器・冷蔵庫・テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機等は、町が受け入れない、出してはいけないものとして指定しています。 家電リサイクル法対象4品目（衣類乾燥機含む）は家電販売店に引取りを依頼するか、自分で手続きを取る必要があります。これらは、不法投棄されやすい現実があります。

また、感染性医療廃棄物は事業者が十分な対応を図ることが求められます。

【課 題】

町で収集・処理できない廃棄物（処理困難物）への対策として、製造業者や販売店等に積極的に働きかけ、回収ルートを構築する必要があります。

3) 中間処理

現有施設の適正な維持管理

【現 状】

現有の焼却施設及びリサイクルセンターは、平成2年4月稼働の施設であり継続して使用することとしています。

【課 題】

令和5年11月に前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会が発足し、広域処理体制を視野にいれ、適正な維持管理が求められます。

4) 最終処分

安定した最終処分先の確保

【現 状】

平成9年6月より、埋め立て対象物は、委託処理を行なっている。
今後新たな最終処分場の整備には限りがあると考えられます。

【課 題】

今後安定的に処分していくためには、資源化や溶融する方法を検討していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1) 基本理念

本町の環境関連の上位計画である「玉村町環境基本計画 2021-2030」の目指すべき環境像【「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と供に～」】を踏まえ、本計画の基本理念を以下に示します。

環境負荷の少ない循環型社会をめざして

～3R から 5R への推進～

廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り提言するシステムの実現が今後重要となっています。

近年では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））のほかに、レジ袋や過剰包装などを断り、ごみになる物は受け取らず、ごみの減量をすること（Refuse）、修理できるものは修理して使うこと（Repair）の重要性が高まり、5Rとしての活動が広がっています。

2. 減量化・資源化の目標

① 1人1日あたりのごみ排出量

本町では今後、人口減少が予想されることから、ごみの総排出量も自然に減少していくことが見込まれます。ごみの減量化及び資源化の施策効果により、国、県の減量化目標値を参考に、次のように設定しました。



※1人1日当たり排出量＝ごみ総排出量÷総人口×365

② リサイクル率

令和4年度の実績は、群馬県平均の13.9%を上回っています。令和7年度の目標値は、令和4年度比0.7%増の17.3%以上を目指します。

令和16年度には、分別収集の徹底やプラスチック製品のリサイクルをはじめとする取組みを行い、令和4年度の全国平均値である19.6%以上を目指します。



※リサイクル率(%)＝(直接資源化量+再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量×100

③ 最終処分量

最終処分量は、ごみの焼却に伴う焼却残渣とリサイクルができない不燃物から発生する不燃物残渣からなり、そのうち約90%程度が焼却残渣となります。

①に掲げた1人あたりごみ排出量の目標値及び②のリサイクル率の向上目標から、最終処分量の目標を下記のとおりとします。



◆国の目標

項目	令和12年度 (目標年度)
ごみ排出量	令和4年度に対し、約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	約478g
再生利用率	約26%
最終処分量	令和4年度に対し、約5%削減

◆群馬県の目標

項目		令和12年度 (目標年度)
		805g以下
1人1日 当たりの 排出量	家庭系搬入量	576g
	事業系搬入量	192g
	集団回収	38g
再生利用率		27%以上
最終処分量		56,000t以下
県民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量		404g

3. 各処理計画

1) 各処理計画の基本方針

①排出抑制・資源化計画	循環型社会を構築していくため、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力して減量化・資源化を推進します。
②収集運搬計画	循環型社会を構築していくため、住民サービスの充実を踏まえた、効率的かつ環境負荷の低減に配慮した収集運搬を行います。
③中間処理計画	循環型社会を構築していくため、積極的な減量化・資源化を推進し、焼却処理量等の削減に努め、環境負荷の低減や処理コストの削減を踏まえた安全かつ効率的なごみ処理を行います。
④最終処分計画	循環型社会の構築していくため、積極的な減量化・資源化を推進し、埋立処分量の削減に努め、環境負荷の低減や処分コストの削減を踏まえた安全かつ安定的な処分を行います。

4. 基本方針に基づく具体的取組

基本方針に示す具体的取り組みの推進施策は表 3.4-1 に示すとおりです。

表 3.4-1 具体的取り組みの推進施策

ごみ処理の 基本方針	具 体 的 取 組	推 進 施 策	
I ごみの排出抑制・減量化を推進する。	1. 発生抑制の推進	①マイバッグ運動 ②食品ロスの削減 ③多量排出事業者に対する減量化要請 ④家庭用生ごみ処理機の補助制度の推進	
	2. 環境教育・啓発活動の推進	①広報紙及びホームページ等の充実 ②施設見学会や環境関連のイベントの開催	
	3. ごみ分別・リサイクルの推進	①集団回収助成制度の推進	
		②許可業者に対する資源化要請	
	4. 有料化の検討	①有料化の検討	
	II 循環型まちづくりに必要なごみ処理システムを確立する。	1. プラスチック製品の資源化	①プラスチック製品の分別収集の検討
		2. 効率的な収集運搬	①分別品目拡大に伴う収集体制の整備
		3. 容器包装リサイクルの推進	①容器包装に関する啓発及び情報発信
②小売業者との連携			
III ごみの適正処理のための体制を整備する。	1. 不法投棄対策の強化	①不法投棄対策の強化	
	2. 適正処理困難物への対応策	①適正処理困難物の処理方法についての情報の充実	
		②適正処理困難物の処理体制の構築	
3. 災害時の廃棄物処理への対応	①災害廃棄物処理計画の策定		

1) 基本方針 I の具体的取組

1. 発生抑制の推進

①マイバッグ運動

令和2年7月1日より、レジ袋の有料化が実施された。今後もマイバッグ運動の推進に努め、レジ袋の削減及び買い物時のマイバックの持参を促します。

②食品ロスの削減

食品ロス削減の取り組みを実践する事業者を、「たまむら食品ロス削減協力店」として登録するとともに、町が協力店の取り組みを広く紹介することにより、食品ロス削減に向けた住民意識の啓発を図ります。また、群馬県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」との連携、「フードバンク」の活用により、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

③多量排出事業者に対する減量化要請

年間で一定量を超えるごみを排出する事業者に対しては、減量化努力を要請します。

④家庭用生ごみ処理機等の補助制度の推進

もやすごみの減量・減容のため、生ごみ堆肥化容器(生ごみ処理機)購入補助事業を継続し、生ごみのコンポスト化の促進を支援します。

2. 環境教育・啓発活動の推進

①広報紙及びホームページ等の充実

広報紙、ホームページやごみ分別アプリ等を活用して、ごみ関連情報を積極的に発信します。

②施設見学会や環境関連のイベント開催

現在、クリーンセンター見学会では、リサイクル交換会やフリーマーケットを開催している。産業祭では、環境・緑化キャンペーンを実施しています。今後もこれらの環境教育を継続します。

3. ごみ分別・リサイクルの推進

①集団回収助成制度の推進

集団回収に対しては助成が行われています。令和6年度の実績は51団体でした。助成制度の周知に努め、制度の積極的活用による資源化を目指します。

②許可業者に対する資源化要請

事業系ごみの一層の資源化を推進するため、許可業者に対しても資源の分別を要請します。

4. 有料化の検討

①有料化の検討

現在、家庭系ごみは指定袋で収集、粗大ごみは直接搬入で100kg以上は有料、事業系ごみは有料としている。排出抑制、排出量に応じた負担の公平化のため、ごみの有料化を検討します。

2) 基本方針Ⅱの具体的取組

1. プラスチック製品の資源化

①プラスチック製品の分別収集の検討

令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。定められている対象品をリサイクルすることで、ごみの減量と資源化率の向上、資源の有効活用を図ることができるため、分別収集を検討します。

2. 効率的な収集運搬

①分別品目拡大に伴う収集体制の整備

町では、現状の分別区分を継続するとともに、リサイクルの可能性や住民サービスを考慮した新たな分別収集を計画します。ステーションの適正配置とともに効率的な収集運搬を検討し、分別品目の拡大に対応した収集運搬体制を構築します。

3. 容器包装リサイクルの推進

①容器包装に関する啓発及び情報発信

広報紙及びホームページ等を通して、容器包装の分別方法、識別方法等容器包装リサイクルに関する情報発信を行い、容器包装リサイクルを推進します。

②小売業者との連携

スーパー等の店頭で、容器包装に関するコーナーを設ける等、町内小売店との協力を図り、容器包装リサイクルの周知に努め、容器包装の分別を推進します。

3) 基本方針Ⅲの具体的取組

1. 不法投棄対策の強化

①不法投機対策の強化

不法投棄をなくすため、衛生組合との連携を強化する。監視に対して衛生組合へ協力要請を行い、看板を設置する等の対策を強化します。

2. 適正処理困難物への対応

①適正処理困難物の処理方法についての情報の充実

町の施設では、適正処理が出来ないため受入をしていないごみ（適正処理困難物）の自己処理を徹底するため、情報を充実します。

②適正処理困難物の処理体制の構築

自己処理を徹底するため、処理業者との協力体制をより強化し、処理体制を構築します。

3. 災害時の廃棄物処理への対応

①災害廃棄物処理計画の策定

災害時のごみ処理に関しては、県内市町村相互の連携を図り、ごみの受け入れ、処理に関して取り決めが必要です。災害時に関する具体的な計画を策定します。